

②原子力災害からの復旧・復興

原子力発電所事故による避難指示について

MAFF

23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。

川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。

これまでに、以下の市町村で避難指示区域が解除。

平成26年4月1日：田村市

平成26年10月1日：川内村（避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）

平成27年9月5日：楢葉町

平成28年6月12日：葛尾村※

平成28年6月14日：川内村

平成28年7月12日：南相馬市※

平成29年3月31日：川俣町、飯舘村※、浪江町※

平成29年4月1日：富岡町※

※ 帰還困難区域を除く。

「見直し後の避難指示区域の概要」

区域名	概要
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域



避難指示区域等における営農再開の状況

MAFF

南相馬市、田村市、川内村、楢葉町及び広野町の約2,500haで米の作付が本格的に再開。その他の地域でも米や花きの実証栽培等が開始されるなど、除染の進捗に応じて営農再開に向けた取組が進行。

市町村	水稻			野菜	畜産	花き
	試験栽培	実証栽培	作付再開			
飯館村		1ha (25年産~)		避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)		
南相馬市		6ha (25年産~)	1,781ha (26年産~)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (28年3月)	飼料作物の実証栽培 (27年度~) 原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (28年12月)	トルコギキョウ生産部会の設立 (27年度) (116a)
川俣町		2 ha (25年産~)		出荷制限解除 (28年3月)	肉用牛の再開 (29年3月~)	トルコギキョウの実証栽培 (25年度)、全農家で栽培再開 (26年度~) (211a) リンドウの実証栽培 (26年度~) (20a)
浪江町		2ha (26年産~)		避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)	飼料作物及び牧草の実証栽培 (27年度~)	トルコギキョウの販売 (26年度~) (17a) リンドウの実証栽培 (26年度)、販売 (27年度~) (25a)
葛尾村		6ha (27年産~)		避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (28年3月)	牧草の実証栽培 (26年度~) 原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (28年12月) 肉用牛の再開 (29年3月~)	
田村市 (20 km圏内)			316ha (25年産~)	出荷制限解除 (25年3月)	都路地区で肉用牛の再開 (26年度~) 牧草の実証栽培 (27年度~) 原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の区域) (28年12月)	
大熊町	0.1ha (26年産~)			避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)		
川内村		0.03ha (25年産~)	191ha (25年産~)	出荷制限解除 (27年2月)	原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の区域) (28年12月)	トルコギキョウの実証栽培・販売 (25年度~) (15a) リンドウの実証栽培 (26年度)、販売 (27年度~) (40a)
富岡町		3.0ha (26年産~)		バレイショの実証栽培 (27年度~) 避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)		
楢葉町			19ha (28年産~)	出荷制限解除 (27年2月)	牧草の実証栽培 (26年度~) 原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の区域) (28年12月) 原乳の出荷 (29年1月)	トルコギキョウ等の実証栽培・販売 (27年度~) (6a)
広野町			161ha (25年産~)			キクの販売 (25年度~) (10a) コギク等の実証栽培 (26年度~) (11a) カンパニュラの販売開始 (27年度~) (1a)

(注) 1 作付面積は、28年度の面積。

2 このほか、川内村で、25年産からそばの作付が再開されている。(平成28年産の作付面積79ha)

福島県における産地の取組事例

MAFF

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

【27年産】 907トン出荷

【28年産】 1,154トン出荷

(震災前平成22年産出荷量1,423トンの約8割)



復興牧場での酪農の再開（福島市・27年12月）

【復興牧場の設立】

原発事故による避難指示により休業していた酪農の2グループが酪農団体や企業の支援を受け、避難先の福島市内でそれぞれ復興牧場を設立。

【ミネロファーム】

24年10月から出荷を再開。

29年6月現在、141頭を飼養。

【フェリスラテ】

27年12月から出荷を再開。

29年6月現在、629頭を飼養。



フェリスラテ施設全景

トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

【27年産】

約2haで栽培

(震災前平成22年
栽培面積3.2haの約6割)



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

米の作付再開（南相馬市・26年産）

【作付再開への歩み】

南相馬市では原発事故の影響により避難指示区域外でも稲の作付制限・自粛が行われたが、25年産米で実証栽培を実施し、26年産米から作付を再開。

【26年産】 99ha

【27年産】 720ha

【28年産】 1,781ha



原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

MAFF

除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。

避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

(平成29年3月31日時点)

農地除染
(帰還困難区域以外は完了)

	田村市	楢葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	600	2,100	1,700	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100



営農再開に向けた
条件整備

- ◆ 農地、農業水利施設等のインフラ復旧
 - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ 除染後農地等の保全管理
 - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
- ◆ 鳥獣被害防止対策
 - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ 営農再開に向けた作付実証
 - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援



営農再開

- ◆ 水稲の作付再開支援
 - 水稲の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ 放射性物質の吸収抑制対策
 - カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ 農業用機械・施設等の導入支援
 - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ 新たな農業への転換
 - 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

MAFF

現地のほ場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壤の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壤の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壤の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
~5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培（※）、表土の削り取り（未耕起圃場） 〔※ 作物による土壤中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。〕		反転耕（畠、水田、牧草地） 
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壤攪拌・除去		表土の削り取り（畠、水田、牧草地） 
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り		
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り		固化剤を用いた削り取り 

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

MAFF

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

福島県のため池調査結果

水質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備	居住制限・帰還困難		
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、¹³⁴Cs、¹³⁷Csとともに1Bq/L

底質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備	居住制限・帰還困難		
~1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超~8千以下	1,499	55%	94	57%	20	14%
8千超~10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超~	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

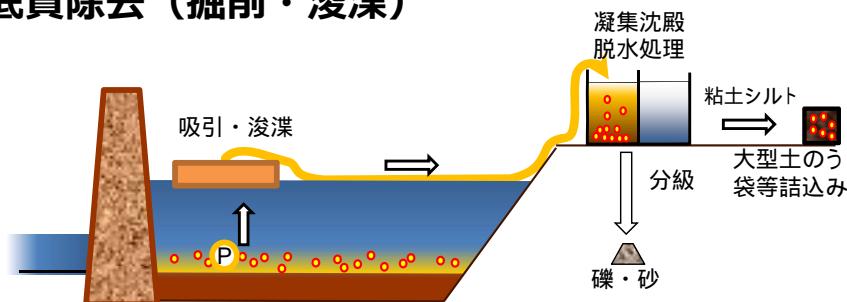
ため池の放射性物質対策工法の例

①底質の原位置固定（固化・反転）



放射性セシウム濃度の高い底質を固化材を使用して固化する工法や、高濃度の底質（表層）と低濃度の底質（下層）をそれぞれ土壌改良して上下で入れ替える（反転）工法がある。底質からの巻き上がりや、底質からの溶出を抑制する。

②底質除去（掘削・浚渫）



放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。工法としては、重機を用いた掘削除去とポンプ等での浚渫除去がある。また、除去した土壌の分級、脱水等を行う。

避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

MAFF

避難指示解除準備区域等の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。
県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。
農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。5機場は本格運転が可能。残りの2機場は平成30年度まで、1機場は平成32年度までに段階的に復旧予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、農地の除染と農地整備を一体的に実施。モデル地区のうち、川俣町は完了し、郡山市は実施中。



今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。（早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。）
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

MAFF

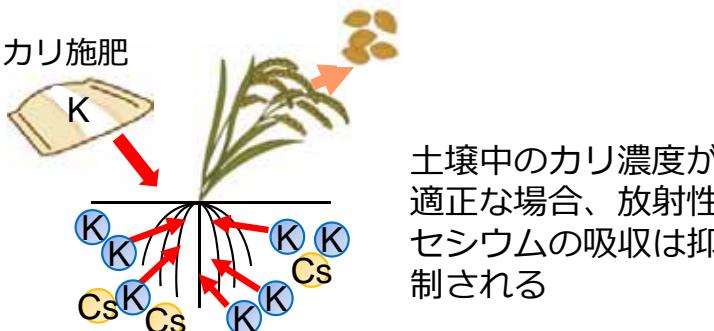
放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米

農地の反転耕等による放射性物質の低減対策やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稻の吸収抑制対策



カリウム散布状況

畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を実施。

牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- 反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木・ほど木の導入支援



放射性物質の防除施設（ほど木洗浄機械等）の整備

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

MAFF

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっている。28年度以降は基準値を超過するものはない。
きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1} (17都県^{注2}) (平成29年6月27日現在)

品目	~23年度末 基準値 超過割合 ^{注3}	24年度 基準値 超過割合 ^{注4}	25年度 基準値 超過割合 ^{注4}	26年度 基準値 超過割合 ^{注4}	27年度 基準値 超過割合 ^{注4}	28年度 ^{注4}		29年度 (~ 平成29年6月27日) ^{注4}		基準値超過品目 29年度 (28年度)
						基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	
農畜産物	米 ^{注5}	2.2 %	0.0008 %	0.0003 %	0.00002 %	0 %	0 %	0 (1,026万)	-	-
	麦	4.8 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (239)	0%	0 (31)
	豆類	2.3 %	1.1 %	0.4 %	0.1 %	0 %	0 %	0 (957)	-	-
	野菜類	3.0 %	0.03 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (10,810)	0%	0 (2,336)
	果実類	7.7 %	0.3 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (2,155)	0%	0 (176)
	茶 ^{注6}	8.6 %	1.5 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (102)	0%	0 (58)
	その他 地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	0 %	0.1 %	0 %	0 (479)	0%	0 (14)
	原乳	0.4 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (1,363)	0%	0 (221)
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3 %	0.005 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (212,482)	0%	0 (48,345)
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	2.6 %	1.2 %	1.0 %	0.7 %	69 (9,241)	1.0%	37 (3,831)	原木シイタケ、コシアブラ等5品目 (コシアブラ、タラノメ等9品目)
水産物	17 %	5.6 %	1.5 %	0.5 %	0.07 %	0.06 %	11 (17,843)	0.05%	2 (4,265)	イワナ (イワナ、ヤマメ等5品目)
農林水産物計	3.4 %	0.02 %	0.005 %	0.002 %	0.001 %	0.001 %	80 (1,052万)	0.07%	39 (59,277)	~23年度未検査総数139,376点 24年度検査総数：1,059万点 25年度検査点数：1,130万点 26年度検査点数：1,126万点 27年度検査点数：1,077万点

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

(注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値(100 Bq/kg)を超過した割合(原乳については50 Bq/kg)。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 福島県で行った23年度産の緊急調査、福島県及び宮城県の一部地域で24年度以降に行った全袋検査の点数を含む。

(注6) 24年度以降の茶は、飲料水の基準値(10 Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

地域農業の将来像の策定と営農再開の促進に向けた支援

MAFF

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ (平成27年8月発足、平成29年4月体制強化)

◆ 体制

- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体となった組織を形成

◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



福島相双復興官民合同チームの宮農再開グループの活動実績①

MAFF

(平成29年6月末現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	968件
農業者訪問件数	411件
6次産業化等のコンサルティング件数	13件

農業者訪問等で聞き取った主要な要望

- ①試験実証栽培、新規作物導入の支援や技術指導をしてほしい
- ②農業用機械・施設の支援をしてほしい
- ③農産物の販路確保への支援をしてほしい
- ④除染後や未帰還者の農地の保全管理を支援してほしい
- ⑤鳥獣被害対策をしっかりと講じてほしい
- ⑥後継者不足、担い手不足の支援をしてほしい
- ⑦農作物の放射性物質モニタリングを継続して取り組んでほしい
- ⑧地域宮農ビジョン作成を支援してほしい
- ⑨失われた集落の話し合い等の場づくりへの支援をしてほしい
- ⑩農地の出し手を探してほしい

福島相双復興官民合同チームの宮農再開グループの活動実績②

MAFF

人・農地プランの策定支援

【対象地域】

福島県川俣町山木屋地区（平成29年3月避難指示解除）

【経緯】

- ①町が山木屋地区の農業者に「人・農地プラン」の作成を説明（平成26年4月）
- ②町が農業者の意向を調査（平成28年7月）
- ③調査結果を踏まえて、町が「人・農地プラン」を作成（平成29年2月）

【宮農再開グループの支援】

東北農政局が平成28年4月から職員を町に派遣し、福島県農業普及組織とともに、プランの策定を支援



農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

【対象農業者】

福島県飯舘村のいちご農業者

【経緯】

- ①東日本大震災により、一時的に宮農活動を中止
- ②平成29年5月から出荷開始。直販の割合を高めたいと考えていたが、販路確保に苦慮
- ③宮農再開グループに対し、支援を要望

【宮農再開グループの支援】

福島県農業普及組織が栽培技術を指導し、福島機構が市場開拓と業務改善の専門家を派遣。



被災12市町村の営農再開に向けた認定農業者訪問の実績

MAFF

原子力被災12市町村の認定農業者708名のうち、訪問を受け入れると回答があった522名を対象に、平成28年7月から11月にかけて、国と福島県が連携して訪問を行った。

1 訪問結果

- ・ 帰還前の認定農業者288名のうち帰還を考えている方は、180名（63%）であった。
- ・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、444名（訪問した農業者全体の85%）であった。

2 営農再開に向けた主な意見・要望

- ① 個人や小規模でも対象となる補助事業の創設
- ② 風評対策や販路の確保への支援
- ③ 担い手不足や雇用労働力の確保への支援
- ④ 集落営農への支援
- ⑤ ほ場整備やパイプラインの整備等への支援

3 今後の取組について

- ・ 意見・要望のフォローアップ
- ・ 「原子力被災12市町村農業者支援事業」の利用促進
- ・ 集落営農の育成、活動や生産面の課題解決支援等を通じて12市町村における農業の復興を図る。

営農再開に必要な機械・施設や家畜の導入等を支援

MAFF

被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

原子力被災12市町村農業者支援事業

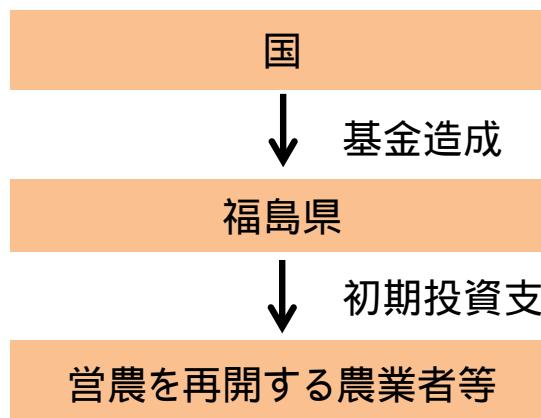
■対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

■補助率

3／4

■資金の流れ



■補助対象経費

- ・農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- ・肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粹種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

■補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）



ロボットトラクターの無人走行試験

農機メーカーのほか、地元の農業生産法人の協力を得て大区画ほ場での試験区を設けた超省力技術の実証試験を実施。また、帰還困難区域・居住制限区域での農地の保全管理への利用も検討。



農作業用アシストスーツの改良

地元ロボット企業と連携してより農作業に適応したロボットとなるようにアシストスーツを改良。



法面用除草ロボットの開発

除染後のは場や畦畔等の除草管理作業に活用できる除草ロボットを開発。



苗木植栽ロボットの開発

復旧が進む海岸防災林の造成地において、海岸特有の砂地・密植という条件下での苗木植栽ロボットを開発・実証。



福島県における林業再生に向けた取組

MAFF

環境省と役割分担の下、

- ①森林内のモニタリング（森林における放射性物質の動態把握）
- ②技術の検証（森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証）
- ③技術の実証（避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた技術の実証）
- ④林業再生対策（森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施）

等を実施中。

復興庁、農林水産省、環境省の3省庁の大蔵による「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」において、今後の総合的な取組をとりまとめ、上記のほか里山再生モデル事業など連携した取組を実施中。



樹木の試料採取



土砂移動の測定



植栽木の濃度測定



機械による間伐

①森林内のモニタリング

②技術の検証

③技術の実証

④林業再生対策（注）

注：林業再生対策においては、

- ア) 空間線量率等の調査、森林所有者の間伐同意取付
- イ) 県、市町村等による、間伐等の森林整備や放射性物質の移動抑制等の放射性物質対策を実施。等を実施

福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生モデル事業）

MAFF

福島県民の生活環境における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けた取組の一つとして「里山再生モデル事業」を実施。

目的

地域の要望を踏まえ選定したモデル地区において、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を、的確な対策の実施に反映。

対象

避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域。

事業概要・イメージ

モデル地区において、各種事業を組み合わせて実施。地域住民の安全・安心の確保や振興を図りつつ里山の再生を進める。



モデル地区選定

今まで10カ所をモデル地区として選定。それ以外の地区については、引き続き市町村と調整を行い、整ったところから順次選定していく。

第1回選定（平成28年9月6日）

川俣町（第二親子の森）、広野町（Jヴィレッジスタジアム周辺）、川内村（かわうち保育園周辺）、葛尾村（村営住宅団地周辺）

第2回選定（平成28年12月22日）

相馬市（玉野集落周辺）、二本松市（観音丘陵遊歩道周辺）、伊達市（雨乞山）、富岡町（グリーンフィールド富岡周辺）、浪江町（立野地区）、飯館村（村民の森あいの沢周辺）



福島県における漁業再生に向けた取組①

MAFF

福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い魚種について試験的な操業・販売を実施（順次、漁業種類・対象種・海域を拡大）。

引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象種として決定（試験操業対象漁業種類・海域についても同様）。

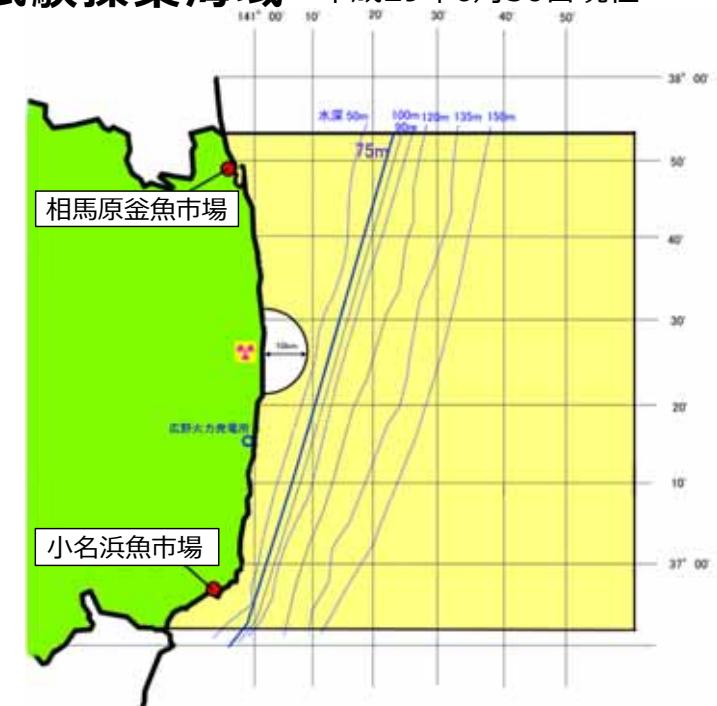
<相馬双葉地区> 平成24年6月から底びき網漁船により3種に絞った試験操業・販売を開始。

<いわき地区> 平成25年10月から底びき網漁業による試験操業を開始。

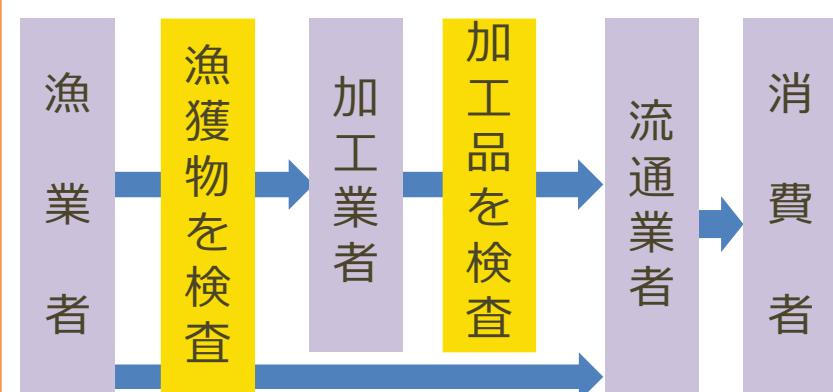
平成29年3月より、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始。

平成29年3月以降、一部の漁獲物について入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。

試験操業海域 平成29年6月30日現在



漁獲物の流れ



福島県における漁業再生に向けた取組②

MAFF

試験操業の対象種：全ての魚介類(ただし、原子力災害対策本部長から出荷制限の指示等を受けている魚介類^(注1)を除く。)

注 1：ウミタナゴ、カサゴ、キツネメバル、クロダイ、サクラマス、シロメバル、スズキ、ヌマガレイ、ムラソイ、ビノスガイ
(平成29年6月30日現在10種)

2：出荷対象は、福島県がモニタリングを実施し、50Bq/kg（自主基準値）を下回った魚介類（国の基準値：100Bq/kg）

試験操業の漁業種類（平成29年6月30日現在）

底びき網漁業	キンアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等
刺網漁業	ガザミ、シロザケ、ヒラメ、マガレイ等
流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
船びき網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ（イカナゴの稚魚）、サヨリ等
沖合たこかご漁業	シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等
沿岸かご漁業	ヒメエゾボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミズダコ等
はもかご漁業、どう漁業：	マアナゴ
はえ縄漁業	アイナメ、ヒラメ、マダラ等
釣り漁業	アイナメ、クロソイ、ヒラメ等
潜水漁業	アワビ、キタムラサキウニ
貝桁網漁業	ホッキガイ、コタマガイ
アサリ養殖業	アサリ

食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション

MAFF

風評被害への対応については、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、政府全体で包括的に対応している。平成26年6月に、風評対策の強化を図るため、取り組むべき施策を体系的に整理し、新たに3つの強化指針を定めた「風評対策強化指針」が取りまとめられた。

農林水産物の風評被害払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係府省等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信している。

関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、平成28年度は、意見交換会を全国で9回開催。平成29年度は、親子参加型イベント（2回）に出展。

「風評対策強化指針」のポイント

強化指針1 風評の源を取り除く

- (1) 被災地產品の放射性物質検査の実施
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表

強化指針2 正確でわかりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 被災地產品の販路拡大、新商品開発等
- (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

食品中の放射性物質対策に関する4府省連携意見交換会の開催

平成28年度は全国9回開催

開催日	開催場所
平成28年7月23日	東京都江東区※
平成28年7月30日	宮城県仙台市※
平成28年8月6日	大阪府大阪市※
平成28年8月28日	東京都世田谷区※
平成28年8月29日	福島県郡山市
平成28年9月2日	東京都千代田区
平成29年1月30日	福島県郡山市
平成29年2月2日	東京都千代田区
平成29年2月17日	大阪府大阪市

※親子参加型イベントに出展



「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)

関係省庁との連携により、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月、28年10月)

全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。

福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



子ども霞が関見学デー「福島県産食品販売フェア」を農林水産省で開催（28年7月）



13省庁による「第2回霞が関ふくしま復興フェア」（28年7月～8月）



セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」（28年3月）



神奈川支局による被災地産食品を使用したお弁当を食べる取組（28年3月）

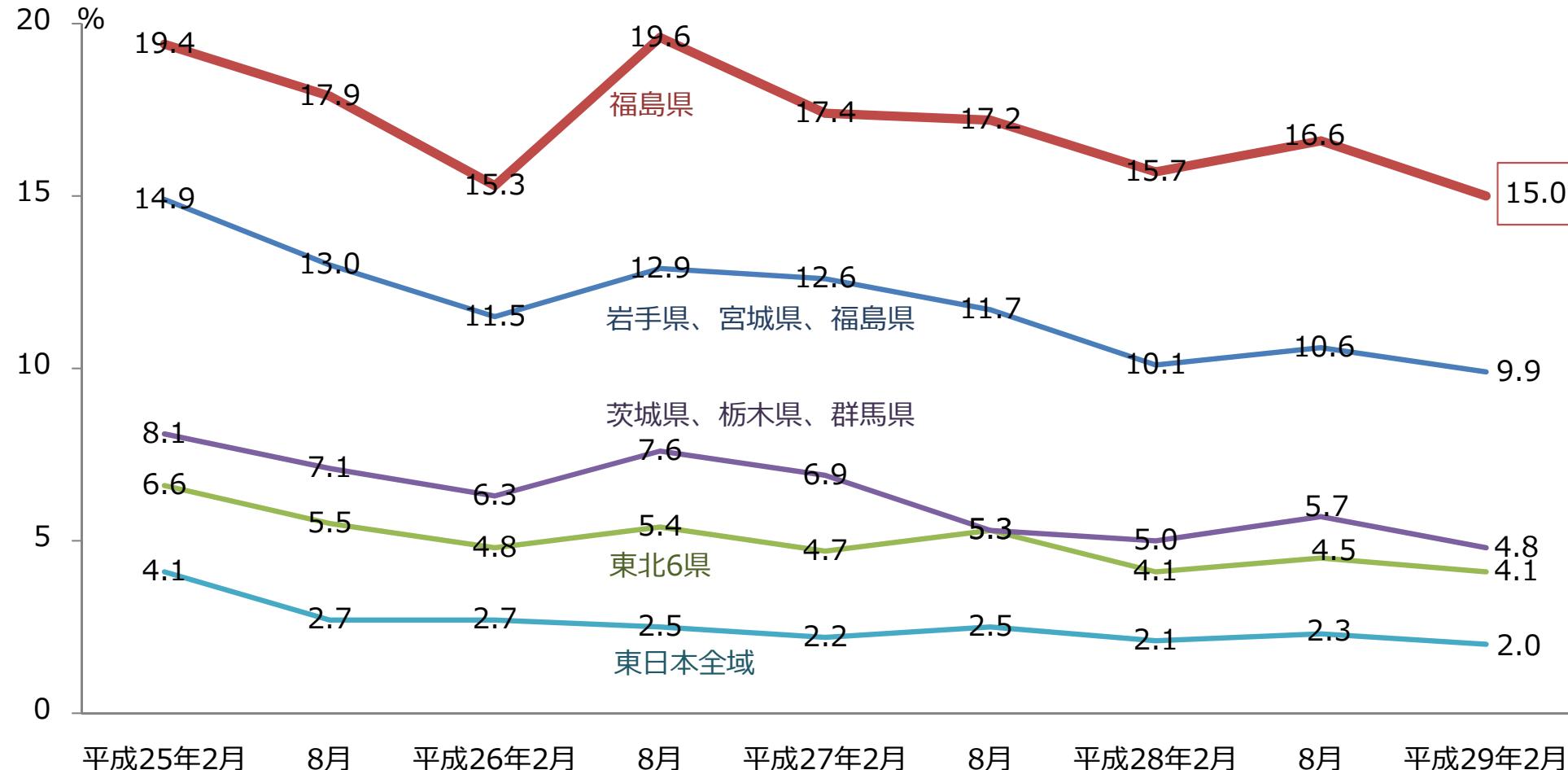
これまでの取組： 1,566件
うち被災地産食品販売フェア等： 1,238件
社内食堂等での食材利用： 224件
(23年4月～29年6月末までの間)

【参考】食品についての風評の現状

MAFF

被災地産の食品の購入をためらう消費者が一定程度存在している。特に、福島県産の食品については、高い割合となっている。

食品を買うことをためらう産地



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第9回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

福島発農産物等戦略的情報発信事業

MAFF

福島県産の農産物等について、流通業者や消費者向けのイベントを展開するとともに、バイヤーやメディアを対象とした福島県産品の魅力、安全性を伝える産地説明会等を実施。

平成28年度の取組内容

<国内に向けた情報発信等>

量販店等におけるイベント

量販店や百貨店等において、販売フェア（延べ285店舗）や福島県知事・副知事によるトップセールスを21回実施（札幌、東京、大阪、県内）。



百貨店における福島フェア
(H28.6 東京都)

商談会・交流会

食品事業者向けの商談会・交流会を首都圏で開催。



メディア向け産地説明会（水産）
(H28.9 福島県)

バイヤー・メディア向け産地説明会

バイヤーやメディアを対象とした福島県産品の魅力や安全性を伝える産地説明会等を実施。



福島県産農林水産物・加工品の商談会
(H29.1 東京都)



卸売市場における知事のトップセールス
(H28.7 東京都)



バイヤー向け産地説明会（福島牛）
(H28.10 福島県)



海外での桃の試食販売
(H28.8 シンガポール)

<海外に向けた情報発信等>

福島県や、福島県内の民間団体等による東南アジアやヨーロッパ等におけるプロモーション活動を実施。

福島県農林水産業再生総合事業

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通、販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

生産段階

流通・販売段階

第三者認証GAP等取得促進事業

- ・第三者認証GAP等の取得経費
- ・研修会の開催
- ・GAP指導員の育成
- ・産地のGAPの実践内容を確認するためのシステムの構築 等

環境にやさしい農業拡大事業

- ・有機JASの認証取得経費
- ・有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入
- ・商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓 等

水産物競争力強化支援事業

- ・水産工コラベルの認証取得経費
- ・認証水産物のPR活動
- ・高鮮度流通による付加価値向上に必要な操業手法の改良 等

農林水産物の検査の推進

- ・国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査
- ・産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR

福島県産農産物等流通実態調査事業

国が、福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因を調査

販路拡大タイアップ事業

生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言

農産物等戦略的販売促進事業

- ・量販店での販売コーナーの設置
- ・オンラインストアにおける特設ページの開設
- ・ポイントキャンペーン（量販店の販売コーナー、オンラインストア）の実施
- ・商談会の開催 等



原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

MAFF

原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となつた働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けている国・地域の数は事故後の54から31にまで減少）。

諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成29年4月28日時点）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を完全撤廃した国	23	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ
	輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止 9	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア (日本での出荷制限品目を停止) 米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求 19	インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA (アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦 (UAE)、レバノン ※ EU加盟国 (28カ国) を1地域とカウント。
		自国での検査強化 3	パキスタン、イスラエル、トルコ
54	31		

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成26年1月	イラク
〃	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス
平成29年4月	カタール
〃	ウクライナ

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年1、2、3、4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等) → 一部の品目が順次解除
3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目が変更 (11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)
6月	ブルネイ	輸入停止 (福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品) → 検査証明書添付で輸入可能 (福島県の全食品が検査証明書の対象に)
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等) (9月)
7月	カタール	検査報告書 (47都道府県) → 輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止 (12都県の全ての食品・飼料) → 解除 (野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小 (15都県の全ての食品・飼料→5県のみに)
平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書及び動物衛生証明書の添付が不要に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン (EFTA加盟国) もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

MAFF

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化（韓国、台湾）。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

主な輸出先国の輸入停止措置の例

輸出先国・地域	輸出額 (平成28年) ※括弧内は輸出額に 占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,853億円 (24.7%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,045億円 (13.9%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	931億円 (12.4%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	899億円 (12.0%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	511億円 (6.8%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため、実質上輸入停止。

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけ

MAFF

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では29年6月30日までに、合計約8,597億円の請求に対し、約8,147億円を支払い（約95%）※。

※29年6月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出